

「令和2年度 国際植物防疫条約に関する国内連絡会」 議事概要

開催日時：令和2年9月17日（金）13：30～16：30

開催場所：農林水産省消費・安全局第1会議室

1 開会

植物防疫課国際室 内田室長から挨拶。

2 国際植物防疫条約（IPPC）及び国際基準策定プロセス

事務局から資料1（IPPC及び国際基準策定プロセス）に基づき説明。

3 2回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案

事務局から資料2（ISPM案の概要）及び資料3（我が国の主なコメント案）に基づき説明後、議論を実施。

（1）ISPM案「植物検疫措置のための品目基準」

荻野委員：パラ110の後に「実験データ（効果レベルなど）は、措置が効果的であることを示している」の追加を提案しているが、パラ109「実験結果は、措置が効果的であることを示している」と内容が重複するのではないか。

事務局：当該箇所を追加した背景として、加盟国が措置を自国の検疫措置として実際に導入するか否か検討する際、効果レベルなどの実験データが明示されていれば有用となるため、具体的な情報を示すことを意図して、追加を提案している。

白川委員：本ISPM案ができることにより、既存のISPMの改正が必要になる等の影響が生じるのか、あるいは今後作られる品目基準のみ本ISPM案が適用されるのか。

事務局：既に採択されている種子や木材のISPMは対象品目の全般的な要件を定めているが、本ISPM案に基づき策定される品目基準は特定の品目（例：マンゴウ生果実、とうがらし種子）に対する病害虫及び措置を具体的に定めることを目指している。本ISPMが策定されることにより、種子や木材などのISPMを直ちに修正する必要はないと考える。

（2）ISPM 12「植物検疫証明書」の再輸出に関する改正

荻野委員：中古農機が規制品目であると解釈しているが、規制品目の定義のうち、「物（object）」に該当するのか。

事務局：然り。

荻野委員：規制品目の定義における「その他の生物（other organism）」は何を指すか。

事務局：植物以外の生物も幅広く含む。ただし、国際的な原則に基づき規制するためには科学的な根拠が必要。

児玉委員：パラ229で「性質の変更（change their nature）」とあるが、何を指すの

かが曖昧。種子の場合は再輸出する場合が多く、再輸出国で夾雑物の除去、選別等、様々な処理や加工を実施する場合が多い。性質の変更とは具体的には何を指すのか。

事務局：病害虫リスクに関わるものでなければ性質の変更には該当しないと思われるが、nature の定義は示されていない。内容の明示化を求めるコメントを提出することを検討したい。

児玉委員：本事案は ISF（国際種子連盟）としても関心のある事項であり、同組織からもコメントを提出する予定があると聞いている。

荻野委員：パラ 253 の修正理由について、「通常の輸出植物検疫証明書」と言及されているのは、再輸出植物検疫証明書が発給できない時に再輸出国が発給する輸出植物検疫証明書、という理解でよいか。

事務局：然り。

（3）ISPM 案「植物検疫における監査(Audit)」

鬼武委員：パラ 56 のシステム監査の記載について、修文案では「被監査者がシステム又は手続きを実施する十分な能力を持っているか判断するために行われる」とあるが、セクション 4.4「被監査者の責任」では実施能力についての言及はされていないが、齟齬は生じないのか。

事務局：パラ 56 では、システム監査の内容と目的を述べており、セクション 4.4 では、実際に監査を実施する際の被監査者の責任について言及しているので、必ずしも合致させる必要はないと考えている。

荻野委員：輸入国 NPP0 が我が国に現地確認のために訪問することがあるが、今年はコロナの影響で日本の NPP0 が確認を行っている。これは本基準案で問題にならないか。

事務局：本基準案は、既存の監査手続に対して本基準要件への適合を求めるものとはなっておらず、よって二国間の合意に基づく監査であれば、採択後に問題になることはない。

君島委員：我が国 NPP0 が輸出国に現地確認のために訪問することがあるが、今年はコロナの影響で植物防疫官が出張できないため輸出国 NPP0 が確認を行っている。これは本基準案で問題にならないか。（事務局注：実態は、現地確認の代替措置として、輸出国 NPP0 から送付された記録を日本で植物防疫官が確認している。）

事務局：先の質問と同様、二国間の合意に基づく監査であれば、本基準案により問題になることはない。

児玉委員：他国の国家植物防疫機関（NPP0）が、例えば我が国の検定機関などを監査するような場合は本基準案の対象に含まれるのか。

事務局：本基準案では、関連パラグラフ（51）の記載において、輸出国のシステムに参加する実施主体（entity）を監査する NPP0 について、これが輸出国、輸入国いずれの NPP0 を指すかが明記されていない。一方、NPP0 は自国内の機関を監査することが通例だと考える。

（4）ISPM 5「植物検疫用語集」の改正

意見無し。

(5) ISPM 28「規制有害動植物に対する植物検疫処理」付属書

宮ノ下委員：1回目加盟国協議以降の変更点で低温処理では「蛹化阻止」から「殺虫」に修正されており、照射処理では「羽化阻止」と記載されているがこれはこのままでいいのか。

事務局：低温処理の1回目加盟国協議以降の修正については、試験方法として殺虫効果の確認を蛹化の有無で行っていたためであり、既に採択されている基準と表現を統一するため、「殺虫」と修正されている。しかし、照射処理の「羽化阻止」の場合は、殺虫されたのではなく蛹が成虫にならないことを表している。

宮ノ下委員：ミバエ類では低酸素下においても放射線照射による殺虫効果に影響は生じないとの科学的データがあるため、「ガス置換条件下で適用すべきでない」との記載の削除を提案するとのことであるが、他の害虫ではどうか。低酸素条件であることが殺虫効果に温度が影響することが知られている。この分野は研究が十分に進んでいない部分もあり、放射線照射処理でもガス置換処理の方法(例えば窒素又は二酸化炭素の使用等)によっては直接的・間接的な影響が生じることが考えられることから注意が必要。

事務局：既に採択されている ISPM28 付属書において、ナシヒメシクイでは低酸素下では通常よりも殺虫効果が弱まることが確認されている。ミバエ類以外の害虫の放射線照射処理では、今後もガス置換条件下では適用すべきでないとする記載は付されるものと考えている。

菊地委員：低温処理では果実中心温度 (core temperature) を測定するとのことだが、ももやさくらんぼでは果実中心に種子があるため、種子の近くに温度センサーを挿入するという理解でよいか。

事務局：然り。以前は「core temperature」を「center temperature」と表現していたが、「center temperature」では種子に温度センサーを挿入することに解かれてしまうため、改められた経緯がある。

君島委員：今回提案されている ISPM28 付属書案には、我が国に発生している病害虫も含まれている。我が国では ISPM28 付属書の処理条件を用いた輸入解禁事例があるところ、輸出についても ISPM28 付属書の利用を進めることを検討してほしい。

事務局：承知した。

4 閉会

内田室長：本日の議論を踏まえて事務局で我が国のコメント案を調整し、委員にお諮りするので引き続き御協力願いたい。提出期限の9月30日までに我が国のコメントとして IPPC 事務局へ提出する予定。

(以上)